

入札監理小委員会  
第755回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第755回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和8年2月18日（水）15：13～16：30

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

○独立行政法人国際協力機構のマネージドプリントサービス（MPS）提供業務

### 3. 報告（実施要項及び契約変更）

○刑事施設の運營業務（美祢社会復帰促進センター）（法務省）

### 4. 閉会

#### <出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査、  
稲生専門委員、尾花専門委員、和田専門委員

（独立行政法人国際協力機構のマネージドプリントサービス（MPS）提供業務）

独立行政法人国際協力機構 情報システム部

篠原次長

市川システム第一課長

沖山システム第一課員

村山システム第一課員

（刑事施設の運營業務（美祢社会復帰促進センター））

法務省 矯正局 成人矯正課

爲國企画官

村瀬官民協働企画係補佐官

渡邊官民協働企画係事務官

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第755回入札監理小委員会を開催します。

初めに、独立行政法人国際協力機構のマネージドプリントサービス提供業務の実施要項（案）について、独立行政法人国際協力機構情報システム部、篠原次長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○篠原次長 それでは、本日お時間いただきましてありがとうございます。国際協力機構の篠原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。弊機構のマネージドプリントサービス（MPS）提供業務の実施要項（案）につきまして御説明を申し上げます。

要項（案）の資料A-2の3ページ目を御覧ください。まず、本業務の概要のところを触れさせていただきます。2の（1）のイの冒頭のところです。パラ1つ目です。弊機構の情報システム部、私どもでございますけれども、が管理しておりますIT基盤のうち、複合機に関する設計、構築、機器及びサービスの保守サポートを総合的、一元的に運用するサービス業務ということでございまして、若干戻りますが、（1）のアの（ア）の経緯というところがございまして、そのパラ1に少し書かせていただいております、このような業務を弊機構では、生産性の向上、セキュリティー強化、コスト削減や運用効率化といった観点で導入をしております。

現行の契約が2027年8月で終了予定となっているため、次期のこのMPSに関する導入・保守・運用を実施すべく、今回の調達をさせていただきたいというものでございます。

業務内容に続けて入りまして、その下のイのところですか。本業務の内容のところを御覧ください。パラ2つ目のところ、本業務の内容、今申し上げた内容を包括すると、サービス利用環境の提供業務というものと、サービス運用管理業務という2つから構成されております。詳細のところはこの次のページ以降、4ページ、5ページに記載がございます項目を、総合的に一元的に実施いただくということになりますけど、詳細の御説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、こちらの要項（案）の6ページ目をお願いいたします。6ページの一番上の（2）確保されるべき対象業務の質というところがございます。弊機構で質として想定している要求事項ですけれども、まず、アのところ、本業務がしっかりとお示している業務が適切に実施されるということと、イのセキュリティー上の重大障害がないということがございます。要求事項を絞り込むのを最小限とすることで、導入から運用における、請け負っていただく方の負荷を低減して、競争性を最大化改善できるのではないかとこの

とで考えました。客観的な指標も設定して、サービスの質の向上を図ってまいりたいと考えております。

それからその下の（３）創意工夫の発揮可能性というところにつきましては、この下の（イ）のところと言及がございますけれども、弊機構の印刷、出力における課題認識としまして、印刷面数、これを抑制いたしまして、コスト削減をしたいということでございます。なので、今後も継続してこれは取り組んでまいる予定でありますので、この課題について継続的に改善提案を期待していきたいというふうに考えております。

ここから先の御説明は、同じく参加しております弊機構の市川のほうに替わらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○市川システム第一課長 続きまして、情報システム部システム第一課課長をしております市川から御説明を続けさせていただきます。

同じ資料A-2の7ページを御覧ください。5ポツの入札に関する日程のところを御説明させていただきます。こちらの案件はWTOの案件として、入札に必要なスケジュール日程のほうは設定をしているところでございます。具体的には意見招請として、今年の3月、4月に向けて30日間設けるということ、それから入札公告に係る日程の詳細のほうにも、入札を開始した後、具体的にどのようなプロセスにどのような期間を設けて調達を進めていくかということを決めているところでございます。

同じく資料の24ページのほうへ飛んでいただければというふうに思います。24ページの上に、導入フェーズのスケジュールということに関する記載がございます。ここで言及させていただきたいのは、その導入に係る期間として、今回は8か月という期間を設定しているところでございます。これに関しては、昨年、令和7年の6月に我々のほうでRFI（※1）を実施しまして、11者にお声がけをさせていただきました。その中で、NDA（※2）の宣誓をいただいた5者に対してRFIの資料を提供しまして、そのうち2者から回答をいただいております。その回答を基に仕様の要件に工夫を施しているということについて、この後幾つか御説明をさせていただきたいのですが、その中の一つとして、導入フェーズのスケジュール、これを前回は4か月という期間で設定していたのですが、今回の調達においては、実施したRFIのコメントを受けて、8か月という期間に期間を延ばしてということで、新規参入の事業者さんにも御対応いただけるようなスケジュール感というところに留意しているという面がございます。

続きまして、技術的な面であるとか仕様上の工夫について、幾つか御説明をさせていた

だきたいと思います。次の25ページを御覧ください。パターン1、SaaSサービス、それから次の26ページにパターン2ということで、独立型のIaaSサービスという、サービスを提供いただくシステムの構成についての記載をしているところがございます。

この中で言及させていただきたいのは、プリンターのドライバーのインストール、これは印刷をするパソコンにインストールする必要があるのですが、このインストールをサイレントインストールということで、ユーザー側が何も操作しなくても自動で入るという機能を今回は実装することを、もともとは想定していたのですが、RFIの中で、提供する機種によってはサイレントインストール機能が使えないものがあるということが、RFIの回答のほうでも確認がされましたので、必須要件ではなく、代替案も受け入れるというふうに、記載のほうは工夫をしているところでございます。

次の26ページのパターン2に求める要件は以下であるという、ポンチ絵の下のパラグラフの直下のところにも同様の記載をしているところでございます。サイレントインストール機能を備えていない場合は、ユーザー操作の発生しない代替案を提案ということも受け入れますという記載にしているところでございます。

続いて28ページを御覧ください。こちらに、印刷の機能を利用する際に求める認証、誰が印刷をするかという部分を認証する機能についての要件の記載がございます。

ここでは、この次の29ページの真ん中にある表の3.1.2というところに、求める認証の要件というものを具体的に記載してございます。ここでももともとは、ワンタイムパスワード機能という、認証のたびに入力するパスワードが変わるものの導入というの、案としては検討していたのですが、こちらに関してはRFIにおいて、ワンタイムパスワード機能の対応は難しいと、こういうコメントがありましたので、必須要件とはしないという整理をさせていただいているところでございます。

続いて、導入フェーズにおける工夫、考慮した点について、幾つか御紹介させていただきたいと思います。39ページにお進みください。こちらは導入フェーズにおける役務の対応に関する記載をしている部分でございますが、29ページが一番下のパラグラフ、J) 臨時サポート窓口の展開というところがございますが、こちら、オンサイト、実際に現場に要員を派遣して対応するというのを、もともとは必須としたいというふうに考えていたのですが、RFIの中で、リモート対応、オンラインでの対応も可としてほしいという意見がありましたので、こちらは代替として、オンライン対応でも必要な対応が見込めることも考えられると判断しましたので、代替手段も認めるということで、緩和す

る記載にさせていただいているところでございます。

続いて、40ページの上段のK)オンサイトサポートの実施というところもでございます。こちらは、機器の入替えをした翌日は、現地のほうでオンサイトサポートの要員を配備してくださいということを記載しておりますが、こちらに関しても先ほどと同様、オンサイトサポートが実施できない場合は代替案も受け入れますという形に緩和をしているところでございます。

続いて、その次の41ページを御覧ください。41ページ上の4.3.3の中のN)サポート窓口の展開、こういうところがございます。ここは運用が始まった後の通常のサポート窓口を想定した記載でございますが、当初はもう少し長い時間をサポート窓口の設定時間としていたところでございますが、RFIのコメントでそこをもう少し短縮していただきたいというコメントがございまして、現実的に受けられる範囲ということで、9時から5時半までということで、現場のほうを短く設定しているところでございます。

それから続いて、45ページを御覧ください。類似業務の経験等を問う部分の記載でございます。こちらは45ページ、46ページと、社としての経験、それから業務に従事される方の経験、実績を記載している項目でございますが、結果的にRFIでのコメント等を受けまして、社としての経験、具体的には、過去3年間で100台以上の機器の展開プロジェクトを実施しているという、社としての経験は必須として求めるものの、業務実施者及びその入替えの作業の責任者の方に関しては必須ではなく、加点要素として、望ましいということで、経験の緩和というのを記載しているところでございます。

続きまして、58ページにお進みください。ここ以降には、現在機構で利用しているMPS機の配置図に関する情報が、この後126ページまで続いて、情報として掲載しているところでございます。こちらは参入障壁の低減に資する工夫として、前回の調達時に、機器の配置図、具体的にはどの場所にどのようなスペックのものが設置されているかという情報の情報が提示できておらず、それが参入障壁の要因の一つになっていたというふうに考えられたことから、今回のような配置情報、続いてその次に、127ページ以降には、出力の実績データということで、具体的にどの機器でどのぐらいの印刷をしているのかと、こういうことも併せて情報として提示をさせていただいているところでございます。

これによって、新規の者に対しても公平に、積算であるとか価格の設定、これが実施できるようにということで配慮させていただいているところでございます。

これに加えて入札期間中には、現場状況を直接現地で確認していただく機会、現場説明

会というふうに入札説明書には記載してございますが、それも設けることによって、必要な情報と現場の情報というのを併せて公平に確認していただくという機会を設けることで、参入障壁を低減するという取組をさせていただいているところでございます。

私からの御説明は以上とさせていただきたいと思っております。御審議の程、よろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 石田と申します。御説明ありがとうございます。資料A-3を見ますと、月々の費用は印刷面数に対する従量課金制ということですが、1年間で大体どれくらいお支払いになっていらっしゃるのか教えてください。

○沖山システム第一課員 御質問ありがとうございます。国際協力機構の沖山と申します。沖山から回答させていただきます。年度によって変わってくるのですけれども、おおよそ6,000万円から7,000万円、多いときで8,000万円程度支払っていたというところになります。

○石田副主査 複合機147台、プリンター96台で、従量課金が1年間に6,000万円から8,000万円で、それとは別に1年間に7,600万円の契約という理解でよいですか。

○沖山システム第一課員 すみません、訂正させていただきます。その中に含むということになります。

○石田副主査 契約金額は、資料A-4だと、直近の契約が1年間で7,683万6,000円ですよね。それとは別に、従量課金が1年間に6,000万円から8,000万円かかるという理解ですか。

○市川システム第一課長 従量課金分と、あと役務というか、印刷の面数によらずに発生している役務分のお支払い、この金額を合わせたものが、今御説明した金額です。年間で少ないときで6,000万円台、印刷の面数が多い年は、過去の年で言うと8,000万円前後という年も直近ではございました。その間で変動しているという値頃感になろうかと思っております。

○石田副主査 すみません、繰り返して恐縮ですが、資料A-4の契約の1年間は、

7,683万6,000円、これとは別に従量課金と、ほかに何かサービス役務があって、それが別に6,000万円から8,000万円かかるという理解でよいのですか。

○市川システム第一課長 そうではございません。この金額が、想定面数に基づく金額というのが内数として含まれておりまして、実際には印刷した面数に応じて、精算と申しますか、出した分だけお支払いをする変動要素の部分というのが、この7,600万円の中に含まれてございまして、少ない場合はお支払いの総額も小さくなりますし、面数が多い場合はこの金額を超えるというか、お支払いをするということになる場合もございます。

複数年度の契約でございますので、契約総額を超過しないようにというところは、当然ながら我々のほうで契約の管理をしております、全体の総額を超過する見込みになった場合は、契約金額そのものの変更による変更契約の対応を取りながら、全体の契約は契約履行期間、最後まで管理していくと、そんなような形で契約のほうは見ているということになります。御説明になりましたでしょうか。

○石田副主査 分かりました。ではこの7,683万6,000円というのは大体、概算額というふうに考えていいということですね。それで若干の精算があって、超えるときにはもう一度再度契約金額自体を見直すということですね。

○市川システム第一課長 はい。御理解のとおりになります。

○石田副主査 ありがとうございます。

私は大学教員です。このマネージドプリントサービス自体に詳しくないので教えていただきたいのですが、先ほどの設置図を見ると、非ネットというのも書いてあります。基本全部つなげていて、3,000名の役職員の方が、3つの本部のどこにいても印刷等ができるような形にしているということですよ。

○市川システム第一課長 はい。全体の構成としては御認識のとおりになります。

○石田副主査 そもそも、全部つなげるということは必要なのですか。これも資料A-3を見ると、「ネットにつなげて機構内での出力状況を鑑み、最適な出力環境を整えて、出力コストの削減や節電対策に寄与する」や現行MPSの概要のところ、3つ目に、「印刷ミス等による無駄な出力を抑えるため、ICカード認証をする」と書いてあります。これはどうやって実現するのですか。コスト削減とか節電効果とか印刷ミス等は、このシステムだと、普通に印刷機やプリンターを使うのと、そんなに違うのでしょうか。ネットにつなげることは業者にとって負荷がかかってくるように思うのですが。そこが理解できないので教えていただきたいをお願いします。

○市川システム第一課長 御質問ありがとうございます。御回答させていただきます。まず、資料A-3という資料がお手元があれば、そちらをちょっと御参照いただきたいのですが、そちらにポンチ絵がございます。御説明を続けさせていただきます。

この資料の2枚目を御覧いただきたいのですが、これは接続することによって、一番大事、我々が必要だと考えているのは、この認証の機能というものでございまして、実際に複合機から印刷を出すとき、出力をするときに、確かにその指示を出した人間が受け取りに来ているということを、複合機のところで受け取る前に、きちんと認証して確認をする。違う人間が、出力、印刷、出てきたものを例えば持って行ってしまったというようなセキュリティ上のリスクが起きないように、間違いなく出力をしたその本人が、MPS機から出力されたものを受け取っているということを認証する機能、これが非常に重要だというふうに考えております。

その機能を実現するためには、複合機がこのネットワークつながっていて、その認証機能を提供する、今回はクラウドサービスを利用するというふうに考えておりますが、そことつながる形で、その認証を通った場合に印刷、実際の出力をする、こういったような機能を利用することが必要だと考えているところでございます。

それからあと、余計な出力をしないようにするという観点で申し上げますと、例えば印刷指示を出したけれども、必要なくなったからキャンセルをする、あるいは、カラーで出す必要はなかったのに、間違えてカラーの印刷指示を出してしまった。そういったものを出力する前にキャンセルする、あるいはカラーで出力指示したものをモノクロに変更するというようなことをMPS機器側で実施することで、不要な出力をしないようにするという機能を利用すると。そのためにはこのような構成が必要だというふうに考えているところであります。

○石田副主査 すみません、ちょっと理解が悪くて申し訳ありません。私、大学にいて、大学の研究室では各教員がパソコンを持ち、それをネットでつなげて印刷機やカラーコピー機等につながるようにしています。研究室とは別の印刷室にある機器に出力指示したりしているのですが、離れた場所に印刷機器がある場合に、印刷を命令した人以外の方が印刷物を受け取ってしまうことはないのですか。

場所が離れているところから指示して印刷しますよね。それで機械が印刷しますよね。本人以外の方が間違っ取ってしまうことは、この全部つながっているシステムだと防げるのですか。

○市川システム第一課長 まず印刷を出力するという指示を出しても、そのまま複合機が反応して印刷を出すという動きにはしない、そういう動きにはならないようにしております。前提として、各フロアに設置する印刷機の数自体かなり制限して、台数が少ないので、最寄り歩いてすぐのところに必ずしも複合機はない。オフィスの環境が既にそのようになっています。

ですので、印刷指示を出してそのまま何の制御もなく印刷が出てしまうと、ほかの方の印刷と混ざるとか、取りに行く前にほかの方が持ち去るといったことが容易に起こり得ると思うのですけれども、そうならないように、印刷指示を出してから複合機のほうへ移動して、認証を、ちゃんと自分が取りに来ましたというのを複合機に入力して、自分が印刷指示を出したものはこのファイルですというのを指定して印刷とすると、そのタイミングで複合機から印刷指示を出したものが、紙が出てくる。確実に自分のところに指示したものだけが出てくる。そういったようなことを、数少ない複合機が設置されたオフィスで実現するという仕組みになっているということで、御理解は進んだでしょうか。

○石田副主査 はい。分かりました。ただそうすると、効率は悪くないですか。普通はプリンターで10枚、20枚と出力しているときに、ほかの仕事ができますよね。しかし、ここでは印刷を指示したら、歩いて行って、個人認証後に印刷する。とても効率が悪いような気がします。印刷機の台数を絞っているから仕方がないのでしょうか。

あともう一つ、私の大学は大規模校ではありませんが、7学部、学生9,000人で教員が300人ぐらいで、キャンパスが3つあります。それぞれの学部やキャンパスが印刷機と印刷する部屋を管理しています。カラーコピー複合機だと、例えばA社の場合A4判の白黒が1枚0.8円です。

でもB社製品だと、今、版下1枚でも印刷できるので、0.35円です。つまり、普通のコピー機のほうが3倍高い。それからカラー印刷になると、カラーコピー機だと1枚8円ですが、B社製品だと1枚1円で、8倍、カラーコピー機のほうが高いのです。先ほど申し上げたように、キャンパスが3つ、学部も7学部ありますが申合せをしていませんが、ほとんど全学部がB社製品を使っています。

B社製品の印刷は、版下1枚でも印刷できるので、コピー機と同じで、その印刷スピードはすごく早いです。今、技術が日進月歩で進んでおり、様々な機器が出ている中で、何が一番コストダウンになるかというような御検討というのは、されていらっしゃるのでしょうか。

○市川システム第一課長 ありがとうございます。しているか、していないかというところで言いますと、我々なりに検討はしているところでございます。

まず大きなところで申し上げますと、そもそも業務上印刷しなければいけないというシーンをできる限り減らしていくということで、ペーパーレス化というのを組織全体で大きく推進しているところでございます。今御説明いただいたように、出力をすることによってコストが発生してしまうというところもございまして、それをなるべく抑制していくということで、どんどん電子化の方向で組織全体としても動いているところでございます。

さらにはどうしても印刷しなければいけないものにおいては、今お話にもございましたように、カラーのほうがコスト高になるというところもございまして、できる限りカラーではなくモノクロを利用すると。まずは出さない。どうしても出す場合はカラーでなくモノクロを使うということで、印刷機会の削減、モノクロの推進というところは、全社を挙げて取り組んでいるところでございます。

さらには、印刷の機器であるとか、仕様によって、各仕様、単価も違えば機能も違うというところもございまして、我々の要件に合致した中で、最適な製品、構成を、これまでも検討してきておりますが、今後においても引き続き検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○石田副主査 ありがとうございます。複合機事業を行っている想定される11者に声をかけてというお話のあった中に、印刷費用が低廉な製品を扱っているB社にも声がけをされていらっしゃるのでしょうか。

○市川システム第一課長 ありがとうございます。B社も11者の中には含まれておりません。

○石田副主査 分かりました。ではコスト削減について精緻な分析をしていらっしゃるということですね。ありがとうございます。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 ありがとうございます。私からは、実施要項（案）、資料A-2の文言からちょっと疑問に思った点を質問させていただきます。

まず1点目ですけれど、資料、182分の6ページです。1行目、なお書きがありまして、ここは何が書いてあるかという、引継ぎの経費に関わる規定なのですが、この業務引継ぎの際の経費負担の考え方が、前のページ、5ページの（ア）の現行受注者または機構からの引継ぎの場合と（イ）受託期間満了の際における次回受注者への引継ぎの

場合とで考えが違っているのはどのような理由からなのですか。

具体的に言いますと、(イ)の場合というのは、次回の受注者の場合ですけど、これは(ア)と同様に、次回受注者側の経費は次回受注者の負担とすべきという文言にしたほうがいいと思うのですが、ここではそうになっていないですよ。それはなぜなのかという質問です。今、御回答が無理であれば、後で回答していただいても結構です。

次、行ってよろしいですか。

○市川システム第一課長 はい。お願いいたします。

○岡本副主査 ここはちょっと重要な点だと思うのですが、その下の(2)の確保されるべき対象業務の質というところなのですが、ここは今回市場化テスト実施に際して達成すべき質の設定を客観的に行ったという点において非常にいい取組だと思うのですが、それを表現した文言として、「適切に実施すること」とされたのはどういう判断ですか。何をもちいて適切に判断するのでしょうか。そこの考え方を実施要項(案)の中で、もう少し明確にというか、具体的に記載すべきではないのかというのが質問の趣旨です。

○市川システム第一課長 御質問、以上2点でよろしかったでしょうか。

○岡本副主査 もう一点あります。

○市川システム第一課長 お願いいたします。

○岡本副主査 それでその下のほうに、(4)の契約の形態及び支払いというところがございまして。そのイの3行目、「適正に」という文言がありますよね。この「適正に」という言葉は、先ほどの「適切」と概念の違いがありますか。このように微妙に文言が違っていたりすると、ちょっと引かかる部分が出てくるのではないかなと思って、今質問させてもらっています。

大きな点は以上です。あと細かい点がありますので、それは誤植とかを含めて事務局に提出しますので御検討ください。

○市川システム第一課長 ありがとうございます。最後に御質問いただいた、契約の形態及び支払いのイのところの3行目にある、「適正に実施されていることを確認した上で」という、この「適正」の言葉の定義というか、何をもちいて適正というふうに判断するのかという点と、それに類する御質問として、1つ前の「適切な」と表現されているところで、意味合いとして何か違いがあるのか、もう少し具体的に、何をもちいて例えば適正な業務とか、適切という判断をするのかということを明確に示すべきだ、これが御指摘だったと理解をしておりますがよろしかったでしょうか。

○岡本副主査 はい。そのとおりです。

○市川システム第一課長 適正な業務という部分に関しては、その前のページに記載のある、イ、本業務の内容というところに記載している、具体的に本業務の中で実施を求めている業務が、その契約、定められた期間の中で、我々のほうにサービスとして提供されているという状態がきちんと保たれているというか、サービスが提供されていることをもって、適切な業務というふうに判断するものだと理解をしているところではございますが、その点が具体的な文言としては記載がございませんので、それを示す、明示するという意味では、何をもって適切だと判断するのかというところを書き下す形に、もう少し表現を工夫させていただきたいと存じます。

○岡本副主査 よろしくお願いたします。

○市川システム第一課長 あと、1つ目の御質問でした、現行の事業者さんからの引継ぎと、次の事業者さんへの引継ぎのところ、今回の委託先、受注者さんに求める内容が違うのはなぜだというふうに理解をしましたがよろしかったでしょうか。

○岡本副主査 そうですね。アの場合ですと、182分の5ページのエの（ア）現行受注者または機構から引継ぎのところ、最後、なお書きですけれども、「その際の事務引継ぎに必要となる現行受注者（又は機構）側の経費は、現行受注者（又は機構）の負担となる」と書いてあります。つまり、費用負担については、分けてありますよね。

○市川システム第一課長 はい。

○岡本副主査 ところが次回の場合は、全部本業務受注者の負担になるというふうに読めてしまいますよね。次回受注者の負担部分がないというふうに読めるのです。そこは考え方の違いがあるのだったら分かりますけれど、ちょっと私は理解ができなかったのもので、その違いを教えてくださいというのが、まず質問の第1で、もし考えの違いはないのだったら、同じような書きぶりにすべきではないのかというふうに思います。

○市川システム第一課長 すみません、御質問の意図を理解いたしました。御回答としては、基本的には引継ぎにかかる費用の負担というのは、それまで業務を実施してきた側が負担をするという整理で、そういう意味では違いがございません。

一方で、書きぶりについて若干表現が異なっていることで、そういった正しく伝わらない可能性というところをきちんと配慮するという観点からは、御指摘いただいたとおり、表現をそろえてしまう、誤解の生まれないようにという対応は、取ってしかるべきというふうに理解いたしましたので、その点は記載、表現の仕方を修正、訂正させていただこう

と思っております。

○岡本副主査 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○市川システム第一課長 ありがとうございます。

○岡本副主査 以上です。

○中川主査 ほかに質問、御意見のある委員はいらっしゃいますか。

○中川主査 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 今の岡本委員の確保されるべき対象業務の質のところに重複ですが、今は、「業務内容：「2（1）イの本業務の内容」に示す運用業務を適切に実施すること」で、2の（1）のイの本業務の内容というのは、小さい（ア）から小さい（サ）まで、多岐にわたるという理解でよいですね。

確保されるべき対象業務の質の設定は、今回初ということですが。他の皆さんは、特出しされていることが多いと思います。全体的に適切に実施することはもちろん必要ですが、例えば、「障害発生確認から2日以内に復旧していない件数がゼロ」とか、あるいは「ハードウェアが故障したときの対応に5日以上かかった件数がゼロ」とか、何か具体的に質を示さないと、何が達成できて何が達成できていないのか評価できません。その辺は他の実施要項を見て工夫していただきたいです。さらに、これは出力の業務なので、このサービスを受ける方つまり利用者の満足度調査というのはあった方がよいと思います。

例えば先ほどから稼働率を低めにするというのは、行ったときにもう満杯だと時間がかかるから、なるべくそれがないようにということだと思います。また、障害発生から2日以内に復旧できたとしても、そのハードウェアの障害が頻発すると、利用者としては満足度が下がると思います。

なので、利用者がいつでも出力したいと思ったときには、適切にスムーズにできているかどうかというのが大事だと思うので、そういった利用者満足度調査を、1年に1回程度実施し、その結果、「満足度が80%を超える」とか、あるいは「稼働率が集中しないように分散できている」とか、具体的な質の設定について工夫があったほうがよいような気がいたしました。

以上です。

○市川システム第一課長 御意見ありがとうございます。前半部分に関しては、いただいたコメント、御意見を踏まえて、もう少し具体的に指標を事前設定できるものに関しては、検討を深めていきたいなというふうに考えております。

ユーザー満足度とかという点に関しましては、我々のほうでも今回の仕様の中で、MPS機器の適正な配置の見直しというのを定期的に行うことを考えているところでございます。

具体的には、稼働率7%前後というのがMPS機器の一番適正な稼働率と考えております。待ち行列も長くないですし、遊んでもいないような指標というふうに捉えられているのが一般的でございますので、実際の利用状況、稼働率のデータを見ながら、例えば7%を超える稼働率がずっと続いている機器が設置されている場所には、追加で1台追加するとか、あるいは逆に、稼働率が著しく低くて、その状態が定常状態になっているというエリアに関しては、1台抜くとか、そういった形で、適正な配置というものをこの期間中常に見つつマネージしていくということを考えているところでございます。それがユーザー満足度にもつながっていくのかなと、現時点では考えているところでございます。

○中川主査 よろしいでしょうか。

ほかに御質問や御意見のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明いただきありがとうございます。石田委員、岡本委員と論点が重なってしまうのですが、今回質的基準を初めて作成されて、いろんな先例を御覧になったのだと思うのです。

先例的な実施要項を見ると、適切に履行していることというようなことを書いている案件もたくさんあり、そこを引用されたと思うのですが、弁護士の立場で言いますと、業務は履行できているか、できていないかであって、それに適切をかぶせてしまうと、判断を受ける受託事業者にとっては非常に怖いと思うので、この適切に履行されていることというのはもう当たり前のことなので、外していただき、機構が大事だと思われる部分について、客観的指標を出されたほうがいいのではないかと思います。適切を定義するのは難しいと思います。

細かい仕様書を書かれているので、その仕様書どおりに業務を履行していただくということが、発注者側から求めていることなので、もうそれはやったか、やらないかということで、それに適切かどうかを二重に重ねて実施府省が判断するのは難しいだろうと思うし、書くのも難しいだろうと思うので、ここは適切な履行という項目を外して、何かもう一個、大事だと思う指標を書かれたほうが、事業評価のときにもよいのではないのでしょうか。

評価のときには、適切かどうかという判断をしなくてよくて、達成しているか、していないかというのをただ単に決めればいいので、いいかなと思います。それが1点目で、ここは意見です。

2点目ですけれど、今回1者応札が続いていて、何とか新しい方に入ってもらおうというところで、すごく細かく工夫いただいていると思うのですが、具体的な入札の方法を教えてください。ページでいきますと182の7ページのところなのですが、技術提案書評価結果通知というのを出されて、これで恐らく総合評価の点数を出されるのですか、それとも合格、不合格だけを出されるのですか。

その結果、次に入札でお金を出されることになるのですが、このタイミングとか、どんな形で通知をするかによって、新しい業者さんの参入し易さとか、参入し難さとかがあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば国交省の大きな案件ですと、技術提案と入札を同じ日にやってしまって、提案を見てお金を入れるのではなくて、もう両方同時期に出してしまう形をして、できるだけ何か、発注者側の裁量的な判断を見せる試みをやっているのですが、こちらはどのような形か教えてください。

○市川システム第一課長 ありがとうございます。1つ目の御示唆に関しては、我々のほうで、今までにいただいたコメントも含めて、必要な対応を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

2つ目の入札の方法に関しては、この案件に限らず、JICAの入札の仕組みに準じて実施することになりますが、総合評価落札方式での調達となりますので、応札側、応札事業者さんとしては、技術提案書と価格の情報を同じタイミングで、電子入札の仕組みのほうにポットしていただくという流れになるというふうに理解をしております。技術評価のほうを先行して評価を実施して、技術評価で合格をしたところのみ、価格札の開札に進むというふうになっていると御説明をさせていただきます。

○尾花専門委員 なるほど。分かりました。そうするとこの技術提案書提出という2026年10月中旬の時点で、価格も入れているのですか。

○市川システム第一課長 はい。御理解のとおりかと思います。

○尾花専門委員 なるほど。そしてその後、技術提案書の評価だけをして、合格した人について、その価格の情報を開けていくということですね。

○市川システム第一課長 御理解のとおりです。

○尾花専門委員 なるほど。分かりました。そうすると発注者側の裁量があって、何か応札業者が躊躇するような仕組みでないことが確認できましたので、安心しました。ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

石田委員、どうぞ。

○石田副主査 すみません、度々。先ほどの最適な配置指標である出力機能印刷稼働率が3%から7%になるように配置を見直しされるというお話ですけれども、その見直しの指示は機構なのですか。それともこの者がそうなるように、機動的に自律的に動いていくのですか。

○市川システム第一課長 仕様書上は、受託の事業者さんのほうから御提案をしていただくという形に整理はさせていただいているところでございます。

○石田副主査 分かりました。どうもありがとうございました。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。

岡本委員から3点御指摘がございました。業務の引継ぎに関する文言につきまして御指摘がございました。それから、「確保されるべき対象業務の質」について、「適切に」の文言、それから、「契約の形態及び支払」について、「適正な」の文言につきまして御指摘いただいておりますので、検討の上、御回答させていただきます。

それから石田委員と尾花委員から、「確保されるべき対象業務の質」について客観的な指標ということで御指摘いただいておりますので、こちらもJICAとも御相談して御回答申し上げたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、独立行政法人国際協力機構におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に、手続を進めるようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○市川システム第一課長 ありがとうございました。

○篠原次長 ありがとうございました。

○事務局 JICA様、本日はありがとうございました。御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退出されてください。

○市川システム第一課長 ありがとうございます。失礼いたします。

○事務局 ありがとうございました。

(独立行政法人国際協力機構退室)

○中川主査 引き続き、小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 事務局でございます。それでは、法務省様に御入室いただきます。

(法務省入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第755回入札監理小委員会を再開いたします。

刑事施設の運營業務（美祢社会復帰促進センター）の報告案件について、法務省矯正局成人矯正課、爲國企画官から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○爲國企画官 改めまして、今御紹介にあずかりました、法務省矯正局成人矯正課の爲國と申します。よろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、美祢社会復帰促進センターの実施要項の変更及び契約の変更につきまして御説明させていただきます。お手元の資料があると思いますので、そちらに沿って御説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目の1、事業の概要というところを御覧ください。本件事業につきましては、山口県的美祢市にある美祢社会復帰促進センターにおける総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、被収容者の給食や衣類の提供といった収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務、分類事務支援業務を一つの入札単位として入札を実施しております。

事業期間は、昨年の令和7年4月1日から令和15年3月31日までの8年間となっております。

次に、2の実施要項等の変更の必要性というところを御覧ください。今回実施要項等を変更する必要性が生じたことについて御説明させていただきます。

本件事業におきましては、施設の維持管理業務として、建築物保守管理業務、建築設備運転監視業務、そして修繕業務の3つを民間事業者へ委託しております。このうち修繕業務につきましては、民間競争入札実施時、これは令和5年度でございますけれども、そ

らの見込みに反しまして、発生頻度が、今年1年間運営してみて大分低いという状況でございまして、計上されている経費と実績に結構乖離が生じている状況でございます。

また近年、社会にとってはいいことなのかもしれませんが、収容が全体的に減っておりまして、こちらは特に美祿社会復帰促進センターにおきましても収容率は低い状況でございまして、令和7年4月に、収容が低い水準であったので、収容要件の緩和などもしているのですけれども、そこまで大きな改善は残念ながら認められておりませんで、現時点においても収容率は約3割程度という状況でございます。

そういう状況でございますので、センターにおきましては、施設全体を使うということではございまして、居室ですとか日中の訓練室のようなところの集約化を図っておりまして、必ずしも施設全体の建物などの修繕をする必要性は、現時点ではそこまで高くはないという状況でございます。

民間事業者におきましては、施設全体の修繕の発生リスクを見込んだ修繕計画を立ててくださっていますけれども、現在の収容状況などを見れば、被収容者が実際に使う建物ですとか設備に限って、必要な範囲で修繕を実施していったほうが、効率的かつ適切ではないかと考えた次第でございます。そのため、センターの収容状況に応じて建物、設備等の使用範囲を決定する国において、修繕の要否についても直接判断したほうが良いと考える次第でございます。

以上を踏まえまして、施設の維持管理業務のうち修繕業務につきましては、国が実施するよう民間委託の範囲を変更したいと考えたものでございます。

なお、委託範囲の変更に伴いまして、契約金額の変更を予定していますが、民間事業者の人的体制への影響はありません。

次に、3、実施要項の主な変更点というところを御覧ください。2ページ目になります。こちら、実施要項の別冊、要求水準書について、施設の維持管理業務の民間委託の範囲から、修繕業務を外す形としています。

続けて、4を御覧ください。今後のスケジュールでございます。委託範囲の変更について、維持管理業務の担当企業につきまして事前に了解をいただいております。現在、令和8年4月1日からの民間委託範囲を変更できるよう、他のグループ企業さんもおられますので、協議を進めておりまして、官民競争入札等監理委員会様の御審議を経た後に、速やかに契約変更を締結できるよう、現在周知しているところでございます。

最後になりますけれども、要求水準書に関してでございます。資料2-2の要求水準で

ございますが、こちらの7ページを御覧いただければと思います。7ページから19ページにかけてですけれども、修繕業務を民間の委託範囲から外すことに伴って、その記載ですとか付随するところなんかを修正している、削除しているところがございます。

要求水準の11ページ目についてでございますけれども、5の業務の詳細の(1)建築物保守管理業務というところを御覧いただければと思います。保守につきましては、引き続き民間に委託することとしておりますが、保守管理業務に求める水準として、不快感を与えないような状態を維持するということを追記しているものでございます。

法務省からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました報告案件について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。冒頭で、現在収容率が下がって3割にとどまっているというお話でしたが、令和5年度からの今回のこの対象事業については、もともと収容人員3割を想定した契約内容になっているのでしょうか。

○爲國企画官 法務省矯正局でございます。御質問ありがとうございます。令和5年当時につきましては、年末の収容が459名でございます、おおむね4割ぐらいの収容をしておりました。実際のこちらの事業について検討を始めていた令和4年ですとか、3年くらいですと、大体550名から500名ぐらいなので、5割までは行っていないのですが、5割弱の収容ということでございます。ですので、当時としましては現状よりはもう少し高い水準を想定しておりました。

○石田副主査 ありがとうございます。実際のこの金額というのは、例えば検討段階は大体5割ぐらいの想定でこれぐらいの業務量があるよということで、この金額だと思わずに、実際に収容率が下がっていったときに、実際の業務量も少なくなるので、その場合には下げるといような契約の形態、要は収容率にリンクするような契約の形態ではないという理解でよいでしょうか。

○爲國企画官 業務によるところがございまして、例えば民間の方のスタッフの人員ですとか、そういうところは、業務に応じて契約上見直す可能性については、条項上入れているという状況でございます。

一方で、修繕業務につきましては建物全体ということで検討していたので、業務による

というところがございます。

○石田副主査 分かりました。実際に、要は収容人員が少なければ、カウンセリングしたりする、その業務自体も少なくなっていて、スタッフもそれほど必要ないというようなときに、見直しができるような要項にはなっていたけれど、実際に見直しとかはされたのでしょうか。契約金額の変更とかはあったのでしょうか。5割想定だったのが3割になるのは結構大きいですね。

○爲國企画官 すみません、まだ令和7年の4月1日から始めた事業ということもありまして、当然不断に見直しはいくのですけれども、まずはこの修繕業務というところでお話させていただいたという事情がございます。

○石田副主査 承知しました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。

○岡本副主査 すみません、岡本ですけどよろしいでしょうか。

○中川主査 はい。岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 法務省さんからすれば、一度通っている実施要項（案）の修正というふうに捉えられる部分なので、今さら感があるかもしれないのですけれども、例えば資料2-2の11ページなのですが、今回修正を削除されたことに伴って、「不快感を与えない状態にする」という表現が、要求水準であちこちに出てくるわけなのですけれども、これは収容者の方々に不快感を与えないということは理解できるのですけれども、収容者側の判断によって状態が変わってきますよね。個々の個性もありましょうし、不快に思う状況も違うかもしれない。

そのようなときに、不快感を与えない状態にするという表現がこれほどたくさんいろんな項目について出てくるというのは、ちょっと正直違和感があるし、どこまで業務を達成すればいいのかという要求水準としては、あまり適切でないような方向になっているように思うのですけれども。何をもって不快感を与えない状態にする、誰が判断して、どのような水準なのかということが、客観的に言えないのではないかなと。まして多くの部位もありますし、いろんな項目があると思いますので。

これは以前の実施要項（案）では、抽象的な要求水準の中に紛れ込んでいたという言い方はあれですけど、あまり目立たなかったかもしれないのですが、今回いろんな項目で不快感を与えない状態にするというのは、ちょっと目立つし、実際どうしたらこの不快感を与えない状態を維持できるのか、どう判断するのだろうという疑問を持ちました。いかが

でしょう。

○爲國企画官 御質問ありがとうございます。確かに委員御指摘のとおり、抽象的な基準であるという指摘については、ごもっともだなと思って受け止めさせていただきます。ただ1点御説明をさせていただきますが、こちらの不快感の書きぶりにつきましては、実はほかの事業、美祢以外の事業で、例えば播磨社会復帰促進センターですとか、幾つか事業があるのですけれども、そちらのほうで採用している書き方を、そのまま今回も使わせていただいているというところでございます。

こちらも修繕という言葉があれば、最悪直すというところで、特にこういった水準を書く必要はなかったのですけれども、今回保守ということで、どこまで保守をやるのかという話があったので、やはり何かしらの手がかりとして、何かしらの指標といたしますか、目安を書く必要があるというところで記載させていただいたものでございます。

実際の誰が判断するのかということにつきましては、まさに要求水準でございますので、国側、具体的には施設側が最終的に判断することにはなるのですが、だからといって一方的に、何かこの基準をもって直ちにこうしてくださいという話ではなくて、大前提として、民間の方々との信頼関係がございますので、当然打合せをして、「これはこのぐらいにしてほしいのですけれどもいかがでしょうか」というやり取りをした上で、多分実際の状況ですとか、コストですとか、そういうことも踏まえて、協議して決めていると。

実際問題、美祢もそうですけれども、刑務所業務は生活を24時間支えているので、なかなか明記し切れないような部分があると思うのです。そういうところは本当にまさに丁寧な、民間さんとお話をしてやっているという状況でございますので、本件につきましても、基本的なスタイルとしては、なるべく双方が納得する形でやれるようにということで、現場の運営を工夫していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○岡本副主査 今説明していただいたので、理解できる部分もあるのですが、苦しくないですか、今の説明。ほかの施設において不快感を与えない状態にするという表現が既にあるということ、それから実際の運営に関しては民間事業者の方と色々な意見交換をされて、双方納得するように努力をしているということ、そして今まではそんな問題が発生しなかったということもあるのでしょうか。そういうことも含めてこういう表現にしておると。

それはよく分かるのですけれども、これが要求水準に入ってくるというのは、むしろこ

これは事務局のほうにお伺いすべきことなのかもしれないのですが、どうなのでしょう。何か先ほどの別の案件のときにもありましたけれども、ちょっとなかなか判断が難しいのではないかなというふうに思います。今回はもうこれで意見として述べるだけにしますけれども、なかなか非常に厳しいかなという感じはいたします。

以上です。

○中川主査 稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 私のところは、資料2-1の2番の実施要項等の変更の必要性の第2パラグラフ、第3パラグラフのところの説明なのですが、何かどうもちょっとよく分かりづらいところがあって、結局修繕業務を外すということで、2つの根拠があるのですが、結局その修繕業務の発生頻度が当初よりも低くとどまっていると。今後民間事業者による適切な保守・運転監視が行われると、その状況が続くということで、修繕というものが、適切な保守・運転監視が行われると必要がなくなるというのがちょっとよく分からない。

それから次のところでは確かにほかの委員さんからも指摘がありましたが、収容率が下がると、要するに修繕の必要がなくなるという、こんなようなニュアンスなのです。そもそも修繕というのは、使うことによって壊れるから修繕する部分も確かに、壁が例えば剥がれてくるとか、それは人が使って触ったりすると剥がれるから修繕をするのだということもあるのですが、ただ、逆に使わないことによって修繕業務が必要でなくなるというよりは、やっぱりむしろ経年劣化という形で、時間が経つことによって、普通であれば色々なところにガタが来るという状況でありまして、必ずしも稼働率と修繕業務の必要性の有無というものが、一般の理解では必ずしも連動しないのではないかと思います。

ですから、国が修繕を行うということにすると効率的になるという理屈が、最終的には、次のパラグラフにも書いてあるのだけれども、その稼働率の低下で修繕があまり必要でなくなっていると、国が行うとどうして効率的になるのかという、このロジックがどうもよく分からないのですが、この点についてもうちちょっと説明をいただけないかなと思って質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○爲國企画官 ありがとうございます。矯正局でございます。委員御指摘のとおりでございまして、確かに放置すればするほど悪化するような場合も、特に建物などはあるところでございます。ここで申し上げている効率的という部分につきましては、若干言葉のあやかもかもしれませんが、国にとってはコストが安くなる面があるというような意味合い

もあるかと思えます。

このまま市場化テストの事業としますと、建物全体が対象となり、やはりどうしても一定の額の支払いが生じますので、もちろん民間さんのほうにもノウハウはいろいろおありの面もあると思うのですけれども、国の場合には、お金も限られていますから、対象に優先順位をつけて、結果として、お金のかけ方も含めて効率的になるのかなと、そういうふうに考えている次第でございます。

○稲生専門委員 そうすると、ちょっとよく分からないのは、この今のところの部分の説明の中で、居室や訓練室等の集約化を図って使用するのだと。それが要するに3割の稼働率相当分だというふうに考えると、そうすると、もう今後も現状からすればあまり稼働率が上がらないということになると、残りの部屋はある種開かずの間的にしまって、もうそのまま基本的には放っておくというか、そんなような施設の使用の仕方というものを想定せざるを得ない状況になっているのだという、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○爲國企画官 やはり部屋を使えば使うほど人手もかかるというのはありますので、収容が少なければ使わない部分もあろうかとは思いますが、ただ、当然施設の管理自体は必要なことでございますので、使っていない部屋でも当然そこは、必要な管理はしていくということでございます。

○稲生専門委員 分かりました。利用率が下がっているんで、確かに民間さんに委託するまでもないのだ、つまり必要な修繕箇所が出てくれば、アドホックに国のほうが修繕業務を実施するのだということにするのは、否定はしないのですけれども、何かそのほうが本当に効率的なのかどうかというのは若干分かりにくいなと思ったものですから、質問をさせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○爲國企画官 ありがとうございます。

○中川主査 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。事務局からは特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、当事業の報告案件について、監理委員会に

報告することといたします。

報告案件の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○事務局 法務省様、本日はありがとうございました。以上で報告案件の御審議は終了となりますので、退出ボタンを押して御退室されてください。ありがとうございました。

○爲國企画官 ありがとうございました。

(法務省退室)

※1 R F I : Request For Information (情報提供依頼)

※2 N D A : Non-Disclosure Agreement (秘密保持契約)

— 了 —